

福島市小さな善行表彰要項

1. 趣 旨

思いやりのある行動を進んで実践して、明るい、住みよい社会づくりに取り組んでいる青少年及び青少年団体の善行を表彰し、その活動を奨励するとともに、一般への周知を図り、もって青少年の健全育成に資することを目的とする。

2. 行 為

明るく、住みよい社会づくりに貢献した善行為。
2頁の表、善行の行為種別一覧を参照のこと。

3. 対 象

市内小中学校、高等学校の児童生徒及び青少年団体など

4. 推薦者

福島市青少年健全育成推進指導員（学校長、支所長、学習センター館長）、
福島市青少年健全育成推進会及び関係機関・団体等とする。

5. 表彰者

福島市長、福島市教育委員会

6. 推薦の時期

当該年度の10月末日まで

7. 表彰の区分

- (1)個人の部
- (2)団体の部

8. 推薦の方法

- (1)推薦者は、別紙推薦書（様式1又は様式2）により市長あて推薦すること。
- (2)善行の内容については、具体的に箇条書きにして推薦すること。

9. 受賞者の決定

- (1)市長は、推薦を受けた内容等を審査し、受賞者を決定する。
- (2)受賞者に対しては、市長又は学校長を通して表彰を行う。

10. 主管課

こども未来部こども政策課

11. 附 則

- (1) 小さな善行（個人及び団体）表彰要項（昭和41年4月1日施行）は、廃止する。
- (2) この要項は、平成6年4月1日から施行する。
- (3) この要項は、平成7年4月1日から施行する。（一部改正）
- (4) この要項は、平成14年4月1日から施行する。（一部改正）
- (5) この要項は、平成15年4月1日から施行する。（一部改正）
- (6) この要項は、平成23年4月1日から施行する。（一部改正）
- (7) この要項は、平成28年4月1日から施行する。（一部改正）
- (8) この要項は、令和3年4月1日から施行する。（一部改正）
- (9) この要項は、令和5年4月1日から施行する。（一部改正）
- (10) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。（一部改正）

善 行 の 行 為 種 別 一 覧

1	公共生活への貢献に関する行為	(1) 困っている人への援助 (2) 地域奉仕活動
2	環境美化に関する行為	道路、河川、公園等の清掃、生活環境の美化に関する行為
3	社会福祉に関する行為	社会福祉施設等への慰問、社会福祉に関する援助等
4	消防・警察への協力行為	(1) 火災の発見・通報、初期消火や事故防止等の行為 (2) 人命救助への協力
5	自然と文化の継承に関する行為	自然環境等の保護又は文化の継承
6	そ の 他	上記行為に属さないが、この事業の趣旨からみて表彰することが適当な行為又は活動

福島市長様

推薦者

職 名 _____

氏 名 _____

小さな善行賞受賞候補者の推薦について

このことについて、下記のとおり推薦いたします。

記

ふりがな 1 氏 名	
2 学校・学年	学校 第 学年
3 善行の種別	
4 善行の時期	
5 善行の場所	場所がわかるように地図等を添付してください
6 善行の内容	具体的に記入して下さい
7 推薦者の 意見	

福 島 市 長 様

推薦者

職 名 _____

氏 名 _____

小さな善行賞受賞候補団体の推薦について

このことについて、下記のとおり推薦いたします。

記

1 団 体 名	
ふりがな 2 代表者氏名	学校 第 学年 他 名
3 善行の種別	
4 善行の時期	
5 善行の場所	場所がわかるように地図等を添付してください
6 善行の内容	具体的に記入して下さい
7 推薦者の 意見	